

議案第 号

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）5月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67
号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加え、同項第5号中「卒業した者」の次
に、「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した
者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)
新旧対照表

現行	改正案
<p>(職員等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事 _____ _____が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 _____</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者<u>(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

○厚生労働省令第五十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部を

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(職員) 第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>一から十 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員) 第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>一から十 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第十五号(抄)

学校教育法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十一号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

平成三十年二月十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令

(栄養士法施行規則の一部改正)

第一条 ~~栄養士法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三号)の一部を次のように改正する。~~

~~次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよりに改める。~~

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第二十五条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(職員)

第十条 (略)

2 (略)

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一〜四 (略)

五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

六〜九 (略)

4・5 (略)

改正前

(職員)

第十条 (略)

2 (略)

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一〜四 (略)

五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六〜九 (略)

4・5 (略)

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
改正の概要について

1 改正する条例

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)
※児童福祉法の規定により厚生労働省令に基づき定めた条例

2 改正点

第10条第3項

現行	改正案
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事_____が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

第10条第3項第5号

現行	改正案
(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者_____	(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

3 改正理由

第10条第3項

平成29年の地方からの提言等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)

(内容) 放課後児童支援員認定資格研修を、平成31年度から指定都市も実施することができるよう、平成30年度中に省令を改正

↓

厚生労働省令改正(平成31年3月29日公布・平成31年4月1日施行)

(内容) 放課後児童支援員認定資格研修を、平成31年度から指定都市も実施することができる。

↓

宝塚市条例改正(公布日施行)

第10条第3項第5号

学校教育法改正(平成29年5月31日公布・平成31年4月1日施行)

(内容) 新たな高等教育機関である専門職大学の制度化

↓

学校教育法改正に伴う厚生労働省令改正(平成30年2月16日公布・平成31年4月1日施行)

(内容) 放課後児童支援員の資格要件に、短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成することとなる専門職大学の前期課程の修了者を追加

↓

宝塚市条例改正(公布日施行)

4 施行日

公布の日

専門職大学・専門職短期大学の制度化について

学校教育法の一部を改正する法律 H29.5.31公布、H31.4.1施行

背景

経済社会の状況

- 産業構造の急激な転換
(第四次産業革命、国際競争の激化)
→職業の盛衰のサイクルの短期化、予測の困難化
- 就業構造の変化
→ジョブ型雇用へのシフト、企業内教育訓練の縮小
- 少子・高齢化の進展、生産年齢人口の減少
→労働生産性向上に向けた要請

高等教育をめぐる状況

- 高等教育進学率の上昇(大学教育のコニバーサル化)
→学生の資質やニーズの多様化(大学の機能別分化の必要性)
- 産業界等のニーズとのミスマッチ
→より実践的な教育へのニーズ、社会人の学び直しニーズへの対応
- より積極的な社会貢献への期待と要請
→変化の激しい社会に対応した人材、成長分野を担う人材の育成

新しいタイプの人材育成の強化が急務

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

高度な実践力 理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材

豊かな創造力 変化に対応して、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

- 《例》【観光分野】: 的確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材
 【農業分野】: 質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材
 【情報分野】: プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材

新たな高等教育機関

専門職大学・専門職短期大学

大学 短大

- 幅広い教養や、学術研究の成果に基づく知識・理論とその応用の教育

豊かな創造力

高度な実践力

専門学校

- 特定職種の実務に直接必要となる知識や技能の教育

大学体系への位置付け

独自の基準の設定

国際通用性の担保

高等教育としての質保証

実践的な職業教育にふさわしい教育条件の整備

制度設計

- 【教育内容】
 - ・「実践力」と「創造力」を育む教育課程
 - ・産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施
 - ・実習等の強化(卒業単位の概ね1/3以上、長期の企業内実習等)
- 【教員】
 - ・実務家教員を積極的に任用(必要専任教員数の4割以上)
※専任実務家教員の必要数の半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員
- 【学生受入】
 - ・社会人、専門高校卒業生など多様な学生の受入れ
※社会人も学びやすい柔軟な履修形態
※短期の学修成果の積み上げによる学位取得等も促進
- 【修業年限】
 - ・4年(大学相当)、2年又は3年(短期大学相当)
※4年制の課程については、前期・後期の区分制の導入も可
- 【学位】
 - ・4年制修了者には、「学士(専門職)」を授与
 - ・2・3年制修了者、4年制前期修了者には、「短期大学士(専門職)」を授与
- 【学部等設置】
 - ・大学・短期大学における「専門職学部・学科」も制度化

